

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下、「本協会」という。）定款第28条の規定に基づき、常勤役員と事務局長兼務役員の報酬等及び費用並びにそれ以外の役員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、役員のうち本協会を主たる勤務場所とし、週3日以上本協会の業務に従事する者をいう。また、役員のうち本協会を主たる勤務場所とし、週1日以上3日未満で事務局長業務に従事する者を事務局長兼務役員という。さらに、常勤役員及び事務局長兼務役員以外を、それ以外の役員という。
- 三 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 四 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として別表1に基づき、事務局長兼務役員には、職務執行の対価として別表2に基づき、定例の役員報酬（以下、「定例報酬」という。）を支給する。

- 2 常勤役員には、年度末決算が黒字の場合で、職員に支給する賞与と常勤役員に支給する賞与の合計額がその範囲内に収まる場合に限り、賞与を支給することができる。ただし、常勤役員に支給する賞与は、当該常勤役員の定例報酬月額月の3月分を限度額とする。
- 3 常勤役員及び事務局長兼務役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職手当を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の定例報酬月額は別表1、事務局長兼務役員の定例報酬月額は別表2のとおりとし、役員毎に、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬等及び費用の支給日及び支給方法)

第5条 定例報酬等（賞与及び退職手当を除く。）の支給日は、毎月25日（支給日が休日に当たる場合は、順次前日に繰り上げる。）とする。

- 2 賞与の支給日は、年度末月25日（支給日が休日に当たる場合は、順次前日に繰り上げる。）とする。
- 3 定例報酬は、第1項の支給日において、当月分の月額を支給する。
- 4 常勤役員及び事務局長兼務役員が退職した場合の定例報酬は、月額にその日までの日数を乗じて得られた額を支給し、常勤役員が死亡した場合の定例報酬は、その月の月額を支給する。
- 5 常勤役員及び事務局長兼務役員の報酬は、法令に基づき、その常勤役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、残額を支給する。

(委員手当、講師謝金及び執筆謝金の支給)

第6条 常勤役員及び事務局長兼務役員が、外部からの依頼を受け、各種委員会等の委員を委嘱さ

れたとき、セミナー、研修会又はシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき、若しくは原稿執筆を委嘱されたときは、理事会が別に定める規程に基づき委員手当、講師謝金又は原稿執筆謝金を支給する。

- 2 それ以外の役員が、本協会又は本協会の仲介により、各種委員会等の委員を委嘱されたとき、セミナー、研修会又はシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき、若しくは原稿執筆を委嘱されたときは、理事会が別に定める規程に基づき委員手当、講師謝金又は原稿執筆謝金を支給する。

(退職手当)

第7条 退職手当は、常勤役員及び事務局長兼務役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員及び事務局長兼務役員に対する退職手当は、別に定める役員退職手当支給規程により支給する。

(費用の支払)

第8条 本協会は、常勤役員、事務局長兼務役員及びそれ以外の役員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員で、交通機関を利用する者に対しては、通勤手当として定期券購入費の実費を支給する。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

(別表1) 常勤役員定例報酬表 (単位:円)

号	月 額	号	月 額
1	200,000	11	530,000
2	250,000	12	550,000
3	300,000	13	580,000
4	350,000	14	600,000
5	380,000	15	630,000
6	400,000	16	650,000
7	430,000	17	680,000
8	450,000	18	700,000
9	480,000	19	730,000
10	500,000	20	750,000

(別表2) 事務局長兼務役員定例報酬表 (単位:円)

号	月 額
1	117,000
2	234,000